

○銃砲刀剣類の発見届の取扱いについて

(昭和41年2月11日岡防第159号警察本部長例規)

改正 昭和63年8月岡務第979号	平成10年1月第78号
平成16年3月第45号	平成23年3月第176号
平成26年3月岡生環第120号、岡生企第235号	平成27年3月23日岡生企第288号
平成31年3月29日岡生企第230号	令和元年6月28日岡務第522号
令和3年3月24日岡務第255号	

県下各警察署長

銃砲刀剣類所持等取締法第23条の規定による銃砲刀剣類の発見届出の取扱いについては、昭和32年6月18日付岡防第736号、例規指示に基づき取扱つて来たところであるが、昨年7月15日銃刀法の改正により新たに火なわ銃等古式銃砲が登録の対象に加えられ、これに基づいて登録規則が改正されたので、今後これが取扱いについては次の要領で行なうこととしたから、遺憾のないようにせられたい。

なお、この要領については、県教育委員会と協議済みであるから申し添える。

昭和32年6月18日 付岡防第736号例規指示は廃止する。

記

- 1 この要領により、発見届を必要とするものは、刀剣類のみならず、火なわ式銃砲等古式銃も含まれるので受理すること。
- 2 古式銃等で疑義のあるものは、生活安全部生活安全企画課(以下「生活安全企画課」という。)に報告して指示を受け処理すること。
なお、受理に当たっては、真相を究明する必要があるが、言動に注意しいたずらに届出者の心情を害さないように、その取扱いに慎重を期すること。
- 3 発見届を受理した場合は、発見届書の(1)から(4)までの各葉に一連番号を付し、類似銃砲、刀剣等の紛らわしいものの区別を明確にすること。